

柏市健康福祉審議会障害者健康福祉専門分科会

第4回 (R2.10.22)

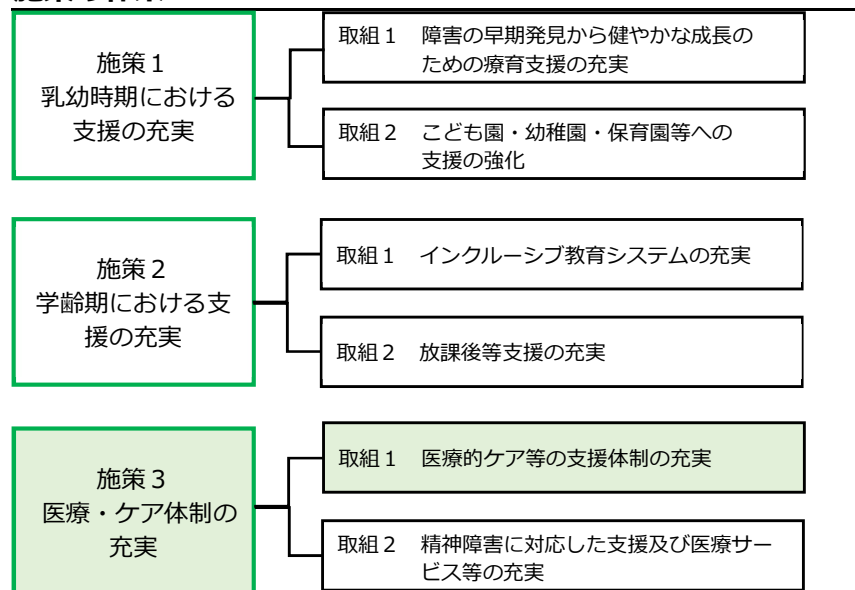
資料2

柱4 みんなが健やかに成長できる共生のまちづくり

目指す姿

- 乳幼児期では、障害や発達に課題のある子どもとその家族が、早期に適切な支援につながり家族が健やかに成長することができる仕組みをつくります。こども園・幼稚園・保育園及び事業所等で障害や発達に課題のある子どもを広く受け入れ、個々の状態に応じた適切な療育を受けながら、他の子どもとともに成長していくことを目指します。
- 学齢期では、一人一人の状態に応じた適切な支援を得ながら学ぶことができる環境を整えます。共生社会の構築に向けて障害の有無に関わらず共に学ぶ機会を作ります。また、放課後や休日における居場所の確保を進め、健やかに成長できる環境の充実に努めます。
- 医療と福祉の連携を強化し、医療的ケアや肢体不自由の障害児者への支援の充実に図ると共に、精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築に取組みます。保険診療の経済的な負担軽減に取り組む等、障害のある方の心身の医療・ケア体制の充実に目指します。

施策の体系



施策1 乳幼児期における支援の充実

現状と課題

アンケート調査結果では乳幼児期の支援やサービスで充実してほしいこととして、「発達や生活に関しての相談先」と「福祉サービスや支援」がそれぞれ約半数となっています。早期に適切な相談や支援に結び付けていくことが課題となることから、本市では、幼児健康診査等の母子保健事業において、心理相談員の派遣や保健師等による相談支援を実施し、「障害」と確定されない早期の段階から支援が必要な母子への発達支援に取り組んできました。また、これまで実施してきた園の職員に対する巡回支援の充実を図るとともに、子どもに対する多職種・多機関による支援に取組む環境整備を進めていく必要があります。

また、アンケート調査結果から、充実してほしいこととして「発達支援の専門職による療育」が6割以上となりました。現在、発達支援を受けながら、地域のこども園・幼稚園・保育園に在籍する子どもが増加しており、適切な支援を受けられる環境の整備が求められています。

施策の方針

- 支援が必要な児童の早期発見・早期支援に取組み、官民の児童発達支援センターを中核として引き続き母子への支援体制の充実を図ります。
- こども園・幼稚園・保育園をサポートし、安全の確保に配慮しながら適切な療育支援を受け、地域で子どもが育つ環境を整備します。

取組

取組1 障害の早期発見から健やかな成長のための療育支援の充実

障害のある児童や発達支援が必要な児童を早期に発見し支援につなぐため、幼児健康診査をはじめとする母子保健事業を推進すると共に、支援が必要な児童や家族については、は中核となる官民の児童発達支援センターに速やかにつなぎ、センターを中核とした関係事業所が適切な支援を提供します。

① 母子保健事業等による障害の早期発見

支援が必要な母子を早期に発見し、適切な支援につなげるため、保健所と官民の児童発達支援センターの密接な連携のもと、母子への相談体制や乳幼児期の母子への保健指導、健康診査、医療等を充実させます。

写真

主な事業：幼児健康診査（地域保健課）

関連事業

- ・ 発達相談 (こども発達センター)
- ・ 地域子育て支援拠点事業 (子育て支援課)
- ・ 8か月児相談事業 (地域保健課)
- ・ 子育て世代包括支援センター運営事業 (地域保健課)
- ・ ライフサポートファイルの活用促進 (こども発達センター、障害福祉課、児童生徒課)

コラム等挿入

② 療育支援の拡充

子どもの療育に携わる支援を充実させるため、官民の児童発達支援センターを中核的な支援施設として位置付け、子どもに適切な支援が適切な頻度で提供される体制を、国の制度改正を踏まえ構築していきます。自立支援協議会子ども部会を通じて障害児通所支援事業所との密接な連携を図ります。

写真

あわせて家族への支援として、乳幼児期や就学期に焦点を合わせた適切な相談体制の整備、福祉サービスの利用に関する相談支援を充実させるほか、学齢期へのスムーズな移行を図るためのツールとしてライフサポートファイルの活用を図り、切れ目のない療育支援を実施していきます。

主な事業：

- ・ 児童発達支援・医療型児童発達支援・居宅訪問型児童発達支援の充実
(こども発達センター、障害福祉課)
- ・ 外来療育相談支援(集団・個別)事業
(こども発達センター)
- ・ ライフサポートファイルの活用促進
(こども発達センター、障害福祉課、児童生徒課)

関連事業

- ・ キッズルームひまわり(児童発達支援)・キッズルーム
こすもす(医療型児童発達支援)運営事業 (こども発達センター)
- ・ 障害児等療育支援事業(巡回支援) (こども発達センター)
- ・ 自立支援協議会相談支援連絡会の運営支援(医療的ケ
アに関する相談支援専門員の研修) (障害福祉課)
- ・ 就学前相談の実施 (児童生徒課)
- ・ 相談支援機能強化事業 (障害福祉課)

取組2 こども園・幼稚園・保育園等への支援の強化

こども園・幼稚園・保育園等へ専門職員を派遣し、発達に課題のある子どもや、障害児等を療育する園の職員への支援強化に取組みます。受入れ場所の確保に当たっては、療育支援機関と市内こども園・幼稚園・保育園にそれぞれにおいて安全な環境の確保に配慮し、保育士のスキル向上に取組みながら障害児の受入れ体制を整備します。また、家族への相談支援に取り組みます。

① こども園・幼稚園・保育園等支援の充実

主に児童を直接支援する「保育所等訪問支援」(官民事業所が実施)と、園の職員を支援する「障害児等療育支援事業(巡回支援)」(民間委託)について関係機関の理解を促す他、両事業の長所を活かして実効性の高い支援を行います。

写真

市内のこども園・幼稚園・保育園等の職員に「キッズルームひまわり」、「キッズルームこすもす」、「外来集団支援」の活動場を公開、支援方法の理解を促し各園との連携強化を図ります。また、発達支援の必要な子どもに対する専任の幼稚園教諭または保育士等を雇用している園に対して助成を継続します。

主な事業：保育所等訪問支援事業

(こども発達センター)

関連事業

- ・ 障害児等療育支援事業(巡回支援)(再掲) (こども発達センター)
- ・ こども園・幼稚園・保育園に対する公開療育・研修
会等の開催 (こども発達センター)
- ・ 特定教育・保育施設等運営費等補助金 (保育運営課)
- ・ 私立幼稚園等運営費等補助金 (保育運営課)
- ・ 特別な支援を要する児童の判定調査事業 (保育整備課)

② 療育と保育の連携による受け入れ体制の充実

支援が必要な子どもが増加していることから、障害の重さに関わらず必要な支援を受けることが出来るようにするため、安全な環境の確保に配慮しながら、市内こども園・幼稚園・保育園での受け入れを検討します。こども発達センターや児童発達支援センター等の療育支援機関と保育の関係機関の連携強化に取り組み、療育と保育が相互に係り合う関係を構築します。

集団保育を希望する様々な障害を持った子どもの相談及び保育の環境づくりを引き続き検討すると共に、保育士のスキル向上や支援者の育成に取り組みます。

主な事業： 障害の有無に関わらない集団保育の推進（保育運営課）

写真

③ 保育相談の実施

保育施設において在園児やその他の子育て家族に対して保育相談を実施します。

また、発達のことや様々な支援を必要としている子どもの養育者からの相談に対応しています。保育運営課窓口のアシストパートナーが養育者の相談に応じて必要な他機関への紹介や情報提供を行います。

主な事業：

保育園における保育相談

(保育運営課)

アシストコール・アシストデスク事業

(保育運営課)

写真

コラム等を挿入

施策2 学齢期における支援の充実

現状と課題

本市ではインクルーシブ教育システムの構築に向けて、各小中学校への特別支援学級の増設や職員の研修の充実に取り組んできました。また、特別支援学級在籍児童生徒が通常の学級の児童生徒とともに学ぶ、交流および共同学習の充実を図ってきました。さらに、医療的ケアを必要とする児童生徒が、安心・安全な学校生活を送ることができるよう、看護師の配置等医療的ケアに係る体制整備の充実にも力を入れています。アンケート調査では、学齢期の児童生徒（通常の学級または特別支援学級）の家族が学校生活で困っていることとして、「授業についていけない」「友達ができづらい」が4割程度と最も多く、障害の有無に関わらず児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた支援の提供が求められています。また、アンケート調査の自由意見からは「学校での支援の充実」や「学校の障害に対する専門性や理解の向上」に関する意見が多く挙げられており、特別支援教育の充実や教職員の専門性の向上が課題となります。

学齢期の児童が今後利用したいサービスとして、児童全体では「放課後等デイサービス」が4割以上と最も多くなっており、障害のある子どもの居場所の確保が引き続き重要となります。

施策の方針

- 一人一人の異なる教育的ニーズに応じ、学びの保障に向けて、インクルーシブ教育システムの更なる充実に取り組めます。障害のある児童生徒の増加を踏まえ障害に配慮した環境を確保していくとともに、特別支援教育に携わる教職員の専門性の向上を図ります。また、共生社会の実現に向けて、障害の有無に関わらずともに学校で学ぶ、交流および共同学習の充実を促進します。
- 障害のある子どもやその家族の多様なニーズに応じていくため、放課後等支援の場の確保や質の向上を図ることとあわせて、こどもルームにおける障害児の受け入れを促進していきます。

取組

取組1 インクルーシブ教育システムの構築

障害のある子どもがその能力や可能性を最大限に伸ばすことができるよう、一人一人の個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成、連続性のある多様な学びの場の支援の充実や教育環境の整備、教職員の専門性向上などに取組みます。障害者差別の解消に向けて、交流及び共同学習に取組みます。学齢期における教育・就職に係る相談や保護者相談の充実に取り組みます。

① 連続性のある多様な学びの場の支援と交流及び共同学習の推進

障害のある児童生徒が、自立していくプロセスや社会参加の方法を適切な支援や指導のもとで学ぶことができる環境を整備します。また、連続性のある多様な学びの場の支援の充実について、特別支援教育担当者連絡会や各種研修会で周知を図っていきます。

さらに、通常の学級における合理的配慮の提供、特別支援学級や通級指導教室の整備、教育支援員の適切な配置等に引き続き取組みます。また、通常の学級と特別支援学級、小中学校と特別支援学校との交流及び共同学習を推進します。

主な事業：多様な学びの場の整備（児童生徒課）

写真

関連事業

- 交流及び共同学習の推進（各学校）
- 居住地校交流（特別支援学校）
- 教育支援員及び医療的ケアに携わる看護師の配置（児童生徒課）

コラム等挿入

② 障害に配慮した教育環境の整備

学習指導要領の改訂に伴い、特別支援学級在籍児童生徒及び通級による指導を利用する児童生徒、その他必要な児童生徒について、学校で一人一人にあった個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成に取り組みます。児童生徒を取り巻く環境整備では、特別支援教育コーディネーターを中心とした校内支援体制の整備・充実を図るとともに、施設のバリアフリー化やユニバーサルデザインの視点を取り入れた環境づくり、個に応じたICTの活用等、障害に配慮した教育環境の整備に取り組みます。その他に、特別支援を要する児童生徒の家族に対し、経済的負担を軽減します。

写真

主な事業：

- 校内支援体制の整備・充実（児童生徒課）
- 障害に配慮した教育環境の整備（学校施設課）
- ユニバーサルデザインの視点を取り入れた環境と授業づくり（各学校）

関連事業

- 特別支援教育就学奨励費（学校教育課）

③ 教職員の専門性の向上

一人一人のニーズや特性に応じた教育の充実に向け、管理職及び教職員に対し、特別支援教育に関する研修を実施します。また、特別支援学級や通級指導教室の担当者等に対しより専門的な研修や、巡回相談等による個別の指導・助言を行います。特別支援教育の専門家による専門家チーム会議において、指導・助言を受けながら、本市の特別支援教育の推進・充実を図ります。

写真

主な事業：

- 特別支援教育に関する研修（児童生徒課）
- 特別支援学級担任等の専門的な研修（児童生徒課）

関連事業

- 特別支援教育巡回相談員等による巡回相談（児童生徒課）
- 専門家チーム会議の開催（児童生徒課）

④ 教育相談・家族支援の充実

教育相談窓口に臨床心理士等を配置し、発達障害や不登校・進学等の子育てや教育に関する相談・発達検査等に対応します。スムーズな就学に向けて、就学移行期における就学相談や早期相談を充実させます。また、子育ての悩みを解消し、子育ての仲間づくりを行うため、ペアレント・プログラムを実施します。

写真

主な事業：

教育相談，就学相談（児童生徒課）

ペアレント・プログラム（子育て支援課）

コラム等挿入

※ライフサポートファイルについて

取組 2 放課後等支援の充実

増加している障害児の発達支援等のニーズに対応するため、家庭や状況に応じた預かりサービスを提供する放課後等デイサービスやこどもルームなどの放課後・休日支援の場の確保に取組み、提供するサービスの質を充実させます。

① 放課後等デイサービスの充実及び質の向上

放課後の居場所の確保についてニーズが高いことから、放課後等デイサービスの確保に取組みます。また、ケアニーズの高い障害児の受け入れが可能な居場所づくりを推進します。また、家族のレスパイト等のニーズに応えるため、日中一時支援・移動支援の充実に取り組みます。

写真

障害児に対し適切な支援が行えるよう、放課後等デイサービスガイドラインに基づいて、サービスの質の向上のための必要な指導を行います。

主な事業：

放課後等デイサービス・地域生活支援事業の充実（障害福祉課）

障害児事業所への指導・監査（障害福祉課）

関連事業

・ 自立支援協議会こども部会の運営支援（再掲）（障害福祉課）

② こどもルームでの受け入れ体制の充実

放課後において障害のある児童生徒が安心して過ごせるよう、必要に応じこどもルーム内の改修を行います。また、障害の理解を深めるため、こどもルーム指導員への内部研修の実施と外部研修の受講を推進する他、障害児等療育支援事業による巡回支援等、他機関との連携を促します。

写真

主な事業：障害に配慮した環境の整備，指導員研修（学童保育課）

関連事業

・ 要請に応じたこどもルームへの巡回協力（児童生徒課）

・ 障害児等療育支援事業（巡回支援）（再掲）（こども発達センター）

施策3 医療・ケア体制の充実

現状と課題

近年、医療的ケアを必要とする障害児者や肢体不自由等の重度の障害児者が増えており、地域生活を送るためには医療的ケア児者等への支援の拡充が必要です。本市では、これまでも医療的ケアが必要な方への支援を調整するコーディネーターの配置、関係する多職種の連携構築に取り組んできました。ヒアリング調査からは、家族の負担が大きくその軽減が求められており、地域での生活を支える環境の整備が課題となります。

精神障害者の長期入院が全国的な課題となっており、地域で暮らし続けることができるケアシステムの構築が求められています。また、ヒアリング調査からは在宅においてひきこもりが長期化して地域とのつながりが希薄となってしまっている方が潜在的に多いとの声があります。アンケート調査からは、地域で自立して生活を続けていくためには「困ったときの相談や対応支援」「日中通える場所」「就労に関する支援や相談」が必要との指摘がいずれも半数前後と多く、困り事への相談支援や基盤整備が求められています。

施策の方針

- 医療的ケア等の必要があっても、地域の中で安心して暮らすことができる支援体制の構築を図ります。
- 精神障害者の地域移行と地域定着を支援するため、精神障害の地域包括ケアシステムの構築及び医療サービスによる支援に取り組みます。

取組

取組 1 医療的ケア等の支援体制の充実

医療的ケア児や肢体不自由児者とその家族が、安心して暮らし、学び、生活を送ることができるよう、相談支援やケアに携わる職員の育成と関係機関の連携強化に取り組めます。また、医療的ケア等に係る相談支援の場や受入れ体制を安全の確保に配慮しながら検討します。学齢期においては教育を受ける権利の保障のため様々な施策を検討していきます。

① 医療的ケア等に係る相談支援や人材育成

医療的ケアを必要とする障害児者とその家族を支援するため実態の把握に努めると共に、医療的ケアに対応できる相談支援専門員、ホームヘルパーやコーディネーターの育成を行います。

写真

また、柏市障害児等医療的ケア連絡会を通じて、医療や福祉の関係機関の連携強化や実態把握に取り組めます。

主な事業：

- 柏市障害児等医療的ケア支援連絡会の開催 (障害福祉課)
- 喀痰吸引等の特定行為ができるホームヘルパーの育成 (障害福祉課)

関連事業

- 自立支援協議会相談支援連絡会の運営支援 (障害福祉課)
- (医療的ケアに関する相談支援専門員の研修) (再掲) (障害福祉課)
- 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置 (障害福祉課)

コラム等挿入
※医療的ケア児とは

② 医療的ケア等の受入れ体制の整備

乳幼児期、学齢期、卒業後のそれぞれにおいて医療的ケア児者等の相談支援を行う場として委託相談支援事業所を活用する他、安全の確保に配慮しながら受入れ体制を検討します。

写真

特に学校では、医療的ケアを必要とする児童生徒が学校に来て学ぶ権利を保障するため様々な視点から施策を検討します。学校内で医療的ケアに対応できる看護師を配置する他、看護師の確保や病院・医師等の多職種・事業所に理解を得ながら連携の充実に取組めます。

主な事業：

- 教育支援員及び医療的ケア看護師の配置 (再掲) (児童生徒課)

関連事業

- 障害児等医療的ケア支援連絡会の開催 (再掲) (児童生徒課)
- (障害福祉課)
- キッズルームひまわり(児童発達支援)・キッズルームこすもす(医療型児童発達支援)運営事業(再掲) (こども発達センター)
- 障害の有無に関わらない集団保育の推進(再掲) (保育運営課)
- 共同生活援助(グループホーム)の整備(再掲) (障害福祉課)
- 障害福祉サービス施設等改造等補助(再掲) (障害福祉課)
- 委託相談支援事業を活用した相談場所の確保 (障害福祉課)

取組2 精神障害等に対応した支援及び医療サービス等の充実

精神障害者の抱える課題へ適切な支援を行い地域生活への移行を促すため、医療、相談支援、福祉サービス等の提供に携わる関係機関と連携して効果的な支援の枠組みを構築し事業を展開します。また、歯科保健事業や、経済的な支援を必要とする方への医療費助成制度を実施します。

① 精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築

関係者の連携強化を図り、より具体的な支援策の検討を行うため、保健・医療・福祉・地域等の関係者協議を継続的に実施します。また、地域生活支援拠点における相談・緊急対応、退院支援と地域生活の促進（地域移行支援）、単身生活者等のサポート（地域定着支援）及び自立の支援（自立生活訓練）に取り組めます。また、ピアサポーターを紹介する等、当事者同士の支援に取り組みます。

保健所や市役所、委託相談支援事業所に精神保健福祉士等の専門職を配置して、心の健康や地域生活に関する相談に応じる多様な相談窓口を確保するとともに、対象者本人のみならず家族や支援者等も含めた支援を実施します。精神障害に係る相談に対応していくため、相談支援体制の強化を図ります。

主な事業：

精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業	(保健予防課, 障害福祉課)
専門職による精神保健福祉に関する相談支援	(保健予防課, 障害福祉課)
地域定着支援・地域移行支援の利用促進	(障害福祉課)
自立生活訓練事業の整備	(障害福祉課)

関連事業

- ・ 地域活動支援センターを中心としたピアサポーターによる支援の提供 (障害福祉課, 保健予防課)
- ・ 精神科医師によるこころの健康相談・アルコール悩み事相談 (保健予防課)
- ・ アルコール健康障害対策事業 (保健予防課)
(減酒プログラム, 家族教室, 酒害教室等)
- ・ 委託相談支援事業を活用した相談場所の確保 (障害福祉課)
- ・ 柏市地域生活支援センターにおける総合相談支援(再掲) (生活支援課)
- ・ 就労・社会参加の支援(再掲) (障害福祉課)

② 健康維持のための支援

健康を維持し、自立した日常生活・社会生活を営むための支援として、自立支援医療費（精神通院・育成医療・更生医療）、重度心身障害者（児）医療費、精神障害者入院費の助成を継続し、医療費の負担軽減を図ります。また、身体機能の維持・生活の質の向上を図るため、理学療法士や保健師を配置して、リハビリやサービス利用に関する相談に対応します。

写真

一般の歯科診療所では治療が難しいかたを対象とした歯科診療、予防処置や摂食・嚥下（せつしょく・えんげ）機能療法などの指導や訓練、歯科相談などを実施し、歯科保健の充実を図ります。

主な事業：

自立支援医療（精神通院・育成医療・更生医療）	(障害福祉課)
重度心身障害者（児）医療費助成	(障害福祉課)

関連事業

- ・ 精神障害者入院費助成 (障害福祉課)
- ・ 未熟児養育医療の給付 (地域保健課)
- ・ 小児慢性特定疾病医療支援事業 (地域保健課)
- ・ 特殊歯科診療事業 (柏市医療センター)
- ・ 障害者（児）の歯科保健指導・啓発 (地域保健課)

コラム等挿入

精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業